

住宅セーフティネット制度 専用住宅と登録住宅の違い

		専用住宅	登録住宅			
入居対象者		住宅確保要配慮者のみ 〔要配慮者の範囲や入居要件は登録時に設定〕	住宅確保要配慮者を拒まない (一般の入居も可)			
入居者募集		・区が募集を実施(随時) ・一般への広告・媒介不可	・区は住宅確保要配慮者を募集 ・一般への広告・媒介可			
登録基準	床面積(壁芯)	着工日	面積基準			
		~H8.3.31	15㎡以上			
		H8.4.1~H18.3.31	17㎡以上			
		H18.4.1~H30.3.30	20㎡以上			
	H30.3.31~	25㎡以上				
構造	・消防法、建築基準法に違反しないものであること。 ・耐震性があること(旧耐震は耐震性を証明する書類が必要)。					
設備	・各住戸に台所、トイレ、収納設備、浴室又はシャワー室を備えること。					
家賃	・近隣の家賃相場程度であること。					
補助要件	敷金の徴収	3か月分まで可	制限なし			
	礼金・謝金・更新料の徴収	請求不可	制限なし			
区の支援	家賃低廉化補助(国制度)	補助内容	/			
		補助対象		減額した家賃(月額2万円)×20年間交付 子育て・ひとり親世帯のみ入居対象の住戸は月額4万円×10年間にすることも可能 賃貸人(家主又は不動産店)		
	家賃債務保証料低廉化補助(国制度)	補助内容		入居時に減額した保証料(最大3万円)を交付		
		補助対象			保証会社、保険会社等	
	入居者死亡事故保険補助(都制度)	補助内容		年間最大6千円×20年間補助	補助内容	年間最大6千円×20年間補助 入居者が住宅確保要配慮者の場合
		補助対象		保険契約者	補助対象	
登録協力報奨金(都制度)	補助内容	専用住宅登録時5万円交付 都が直接交付	/			
	補助対象	家主及び不動産店両方				
登録住宅成約謝礼金(区制度)			補助内容	年間最大6千円×20年間補助 入居者が住宅確保要配慮者の場合		
			補助対象	家主		
居住支援団体等のサポート		見守り・安否確認等の支援を提供		見守り・安否確認等の支援を提供 入居者が住宅確保要配慮者の場合		